

船橋市地域福祉活動助成金交付審査委員会要綱

(設置)

第1条 船橋市地域福祉活動助成金交付規則に基づく、地域福祉活動助成金の交付の申請を受理した場合において、その内容を審査させるため船橋市地域福祉活動助成金交付審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福祉サービス部長
- (2) 高齢者福祉課長
- (3) 障害福祉課長
- (4) 地域子育て支援課長
- (5) 市民協働課長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉サービス部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

(議事)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉サービス部地域福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。